健康保険と労災保険の適用関係の整理について

平成24年11月28日厚生労働省保険局

健康保険と労災保険の適用関係の整理について

○ シルバー人材センターにおける負傷事故を契機として、厚生労働省ではプロジェクトチーム を立ち上げ、健康保険と労災保険の適用関係について、下記の通り整理を行った。

(問題点の認識)

労働者の業務災害については、使用者が補償責任を負うことから、業務上の負傷等は労働者災害補償保険法に基づく給付が行われ、業務外の負傷等は健康保険法に基づく給付が行われる。健康保険法上、業務は「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業」と広く取り扱っており、例えば、副業で行った請負の業務で負傷した場合やインターンシップで負傷した場合などに、労災保険法からも健康保険法からも給付がなされない事態が生じ得る。

(対応方針)

- 健康保険における業務上・外の区分を廃止し、請負の業務(シルバー人材センターの会員等)やインターンシップなど、労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とする。
- その上で、労使等関係者の負担に関わる変更であるため、変更の方法(法改正の要否)、遡及適用の要否、役員の業務上の負傷に対する給付の取扱いを含め、社会保障審議会医療保険部会で審議を行い、結論を得る。

論点① (業務上・外の区分の廃止)

- プロジェクトチームの取りまとめに基づいて、「健康保険における業務上・外の区分を廃止し、 労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とする」こととしたい。
- 〇 但し、労災保険との関係においては、健康保険法第55条第1項において、「被保険者に係る療養の給付(中略)は、(中略)労働者災害補償保険法(中略)の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない」とされており、上記施行時に、労働者の業務災害と疑われるような事例で健康保険の給付が申請された時の取扱いについて、通知で明示することとしたい。(下記通知案を参照)
 - 労働者の業務災害について、労災保険が健康保険に優先する旨を明示する通知案
 - (Q) 労働者の業務災害と疑われる事例で健康保険の給付が申請された場合、まずは労災保険の請求を促し、 健康保険の給付を留保することができるか。
 - (A) まずは労災保険の請求を促し、健康保険の給付を留保することができる。これは、健康保険法第55条 第1項において、「被保険者に係る療養の給付(中略)は、(中略)労働者災害補償保険法(中略)の規 定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない」とされており、この規定に基 づき、労災保険からの給付がなされる労働者の業務災害については、労災保険からの給付が優先されるた めである。

論点② (役員の取扱い)

○ プロジェクトチームの取りまとめに基づいて、「健康保険における業務上・外の区分を廃止し、 労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とする」とした場合、労災保険の給付 対象とならない役員の業務上の負傷についての取扱いをどうするか。

(役員の業務上の負傷に対して労使折半の健康保険から給付すべきかどうか)

○ 現行の取扱いは、役員の業務上の負傷について、原則として、業務外を要件とする健康保険からの給付は行わないが、被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関して、健康保険による給付の対象としている。

| | 利点 | 問題点 |
|--------------------------------------|----------------------------------|---|
| これまで通り、5人未満の法 人の役員等のみ健康保険から 給付 | 方となじみやすい。 | ・労災保険及び健康保険ともに給付されないケースが残る。 ※ 中小企業の場合は、労災保険に特別加入(任意加入)することができる。 |
| 全ての役員について健康保 険から給付 | ・労災保険及び健康保険のいずれかが給付され ることとなる。 | ・役員など使用者側の業務上の負傷に対する補 償は全額使用者側の負担で行うべき、という考え 方となじみにくい。 ・軽微ではあるが、保険財政への影響がある。 |

論点③ (遡及適用の取扱い)

- 〇 プロジェクトチームの取りまとめに基づく取扱いの変更は、将来に向かってのみ行うか、過去に遡及して行うか。
 - ※ なお、遡及適用の取扱いについては、内閣法制局の見解を求めることも必要となる。

| | 利点 | 問題点 |
|---------|----|---|
| 遡及適用を行う | | ・遡及適用は、多くの場合、既に発生、成立している状態に対し法令が後から規制を加え、その法律関係を変更するものであるから、法的安定性の面からみて、みだりに行うべきものではないと考えられる。 ・救済分の保険給付が増加するため、保険料の増加につながり、救済対象でない者や保険者にとっては不利益変更となる。 ・被保険者自らが傷病原因や所要額の証明を行う必要があるため、その証明が可能な者だけが救済され、証明ができなかった者との不公平が生じる。 |
| | | ・取扱い変更以前の、労災保険及び健康保険と もに不支給となった事例を救済することができない。 |

論点④ (法改正の要否)

- 〇 プロジェクトチームの取りまとめに基づく取扱いの変更は、解釈による変更でも可能か、 法改正によるべきか。
 - ※ なお、法改正の要否については、内閣法制局の見解を求めることも必要となる。

| | 利点 | 問題点 |
|----------|--|---|
| 解釈による変更 | ・法律の規定ぶりが包括的なので、解釈によって 技術的に変更を行いうるのであれば、あえて法改 正という手段を取る必要はない。 | ・業務上・外の区分の廃止は、制度の根幹をなすところであり、また保険者事務の取扱いを変更するものであることから、行政内部の手段だけで処理するにはなじまない。 |
| 法改正による変更 | ・保険給付の対象範囲という制度の根幹や保険者事務の取扱いの変更について国民の信認を得ることができる。・手続きの透明性を確保できる。 | ・法律の規定ぶりが包括的なので、解釈によって 技術的に変更を行いうるのであれば、あえて法 改正という手段を取る必要はない。 |

参照条文

〇 健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被 扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉 の向上に寄与することを目的とする。

(他の法令による保険給付との調整)

- 第55条 被保険者に係る療養の給付(中略)は、(中略)労働者災害補償保険法(中略)の規 定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 2 3 (略)
- 〇 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)(抄)
 - 第7条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。
 - 1 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡(以下「業務災害」という。)に関する保険 給付
 - 2 3 (略)

参考資料

シルバー人材センター事業の概要

シルバー人材センター事業の内容

〇 目的

定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を 提供し、もって高年齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条)

- 〇 仕組み
- (1)会 員 概ね60歳以上の健康で就業意欲のある高年齢者
- (2) 事業内容

シルバー人材センターは、家庭、事業所、官公庁から、 地域社会に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な仕事等を 有償で請け負い、これを希望する会員に提供する。 会員は就業の実績に応じて一定の報酬(配分金)を受ける

【シルバー人材センターで取り扱う仕事の例】 清掃、除草、公園管理、自転車置き場管理、宛て名書き、 植木の剪定、障子・襖張り、観光案内、福祉・家事援助サ ービス等

【現状】

団体数 :1,294団体 会員数 : 76万人 契約件数 : 349万件 契約金額 :3,032億円 就業延人員 :6,979万人日 ※ 平成24年3月末日現在

月平均就業日数 : 9.2日 月平均配分金収入:35,154円

※ 平成23年度実績

労災保険の特別加入制度について

<u>1. 趣旨</u>

労災保険は、労働基準法に基づく事業主の災害補償責任を担保することを基本とする制度である、 労働基準法上の労働者でない者については、対象外とされているが、業務の実態、災害の発生状況等 からみて労働者に準じて保護することが適当である者について労働者とみなし、業務災害及び通勤災 害について保険給付等を行う制度。

2. 特別加入の対象者

- ①中小事業主及びその者が行う事業に従事する者
- ②労働者を使用しないで事業を行う一人親方その他自営業者及びその者が行う事業に従事する者

○個人タクシー業者、個人貨物運送業者 ○漁船により水産動植物の採補に従事する自営業者 ○大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方 ○植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方 ○医薬品の配置販売業者 ○廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者

③特定作業従事者

〇特定の危険有害な農作業に従事する者 〇特定の農業機械を用いて農作業を行う者 〇国、地方公共団体が直接、または、事業主団体に委託して実施する職場適応訓練として行われる作業に従事する者 〇危険有害な作業に従事する家内労働者 〇労働組合等常勤役員 〇介護作業従事者

4海外派遣者等

3. 保険給付

原則として、労働者の場合と同様の給付(二次健康診断等給付を除く)

* ②、③の一部については、通勤災害に関して給付が行われない。

4. 保険料率

- ① :当該事業に適用される労災保険率と同一の率
- ②~④:同種・類似の事業の災害率等を考慮して定める率

5. 給付基礎日額

3.500円~20.000円までの13段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

役員への健康保険・労災保険の給付について(現状)

〇 役員(法人の取締役、理事等の地位にある者) については、役員であっても、業務執行権 を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金 を得ている場合は、「指揮監督下での労働」及び「報酬の労務対償性」という要素を満たし、 「労働者性あり」として、業務中の負傷に関して労災保険の給付の対象となる。

| | 労働者性ありの場合 | 労働者性なしの場合 |
|----------------|-----------------|--|
| 大企業の役員 | <u>労災保険から給付</u> | 健康保険、労災保険ともに給付なし |
| 中小企業の役員 | <u>労災保険から給付</u> | <u>健康保険、労災保険ともに給付なし</u> ※ 但し、労災保険に特別加入(任意加入)してい れば、労災保険から給付される |
| 5人未満の法人の 役員 | <u>労災保険から給付</u> | 役員が一般の従業員と著しく異ならないような労務 に従事している際の負傷等について <u>健康保険から 給付される</u> (平成15年7月1日保険局長通知による) ※ 但し、労災保険に特別加入(任意加入)してい れば、労災保険から給付される |

[※] なお、当然のことながら、上記のいずれの場合においても、日常生活上のかぜやけがなどには 健康保険から給付される。